

## 関西電力株式会社第97回定時株主総会における京都市提案

注 第15号議案から17号議案までは大阪市・京都市共同提案（3議案）  
第25号議案，第26号議案は京都市単独提案（2議案）

第15号議案 定款一部変更の件（1） 注 大阪市・京都市共同提案

### ▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第5条の2 本社は、社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。

### ▼提案理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていかなければならない。したがって、需要家をはじめとした社会の信頼と経営の透明性を確保するために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示する必要がある。

役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、十分な情報開示がなされなかったことにより、需要家の信用失墜を招いたことから、今後は、定款において、需要家の信頼と経営の透明性を確保するために必要な情報を、原則全て開示することを明確に示し、説明責任を果たすべきである。

さらに政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付その他の不正な金品の授受は一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

第16号議案 定款一部変更の件（2） 注 大阪市・京都市共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（代替電源の確保）

第48条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーの飛躍的な導入による自立分散型電源や同エネルギーから製造する水素の活用など、多様なエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（事業形態の革新）

第49条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の所有分離を速やかに進めるべきである。

関西電力も、改正電気事業法の要請に応じるために、送配電事業については100%出資の子会社である関西電力送配電株式会社へ法的分離を行っているが、所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、さらなる事業形態の革新に取り組み、近年深刻化する災害等にも対応した送配電事業の実施と、競争的な市場環境の実現を図るべきである。

第25号議案 定款一部変更の件（1） 注 京都市単独提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第52条 本会社は、再生可能エネルギーを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案理由

金品等受領問題は過去からの原発事業の歪みが招いたとの反省に立ち、リプレーズを前提に次世代原子炉の技術検討を進める中期経営計画を見直し、原発に依存しない電力供給体制を実現するための検討へと舵を切る必要がある。そのことで社会課題を積極的に解決し持続的な発展に貢献するべきである。

福島原発事故を踏まえれば、ひとたび大事故が発生すれば市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、再エネを最大限導入するなど原発に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。

第1項の電力供給体制が構築されるまでの間において原発を稼働する場合は、既設発電所等の効率的な活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

（発電事業の脱炭素化）

第53条 本会社は、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素を排出する石炭火力発電所の新設及び同発電所の新設を前提とする電力受給契約の締結を行わない。

2 本会社が所有する既設の石炭火力発電所及び電力受給契約を締結する石炭火力発電所については、二酸化炭素回収・貯留・利用の技術が実用化された時点で速やかに同技術を導入し、二酸化炭素を排出しない持続可能な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

3 本会社は、所有する既設の石炭火力発電所をはじめ、発電所から発生する二酸化炭素の総量に係る削減計画を策定し、開示する。

4 本会社は、気候関連財務情報開示タスクフォースの提言に基づくシナリオ分析を踏まえ、中長期的な気候関連のリスクと機会を開示する。

5 本会社は、二酸化炭素の排出削減を推進する経営体制を確保するため、ESG要素に連動する役員報酬を導入する。

▼提案理由

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、エネルギー供給事業者が担う役割は大きい。

温暖化対策の強化に向け、「ゼロカーボンビジョン2050」を策定するなど、ゼロカーボンエネルギーのリーディングカンパニーとしての姿勢が示されたことを歓迎する。今後、真に2050年カーボンニュートラルを実現するためには、着実に、地球温暖化の防止に向けたパリ協定の1.5℃目標に整合する事業運営を実施していく必要がある。

二酸化炭素を排出する石炭火力発電所を新設しないことだけにとどまらず、既設の石炭火力発電所についても、二酸化炭素回収・貯留・利用の技術が実用化された時点で速やかに同技術を導入し、二酸化炭素を排出しない電力供給体制へ転換する必要がある。また、気候変動関連リスクを踏まえ、気候変動に関する財務情報開示を積極的に行うなど、脱炭素を軸とした新しい価値と中長期的な視点を持ち、持続的な成長を果たしていくべきである。